

令和8年4月21日

特定計量器定期検査対象者 各位

新篠津村長 石塚 隆

特定計量器定期検査の実施に伴う事前調査について

計量法により、はかりや分銅、おもりを取引や証明に使用する場合、2年に1度の検査を受けることが義務付けられています。

今年度は定期検査の実施年となっていますので、事前に検査対象となる「はかり」等の数量を確認しています。

つきましては、同封しております「特定計量器定期検査の概要」をご確認いただき、検査が必要なはかり等がありましたら、「事前調査票」に記入後、提出ください。

記

1 調査票提出期限

令和8年5月8日（金）

2 提出先

〒068-1192

新篠津村第47線北13番地

新篠津村役場 企画政策課商工観光係

※提出はFAXでも構いません。

3 確認時のポイント

- (1) 検査対象のはかりに「**検定証印**」及び「**基準適合証印**」があることをご確認ください。証印が無いはかりは、検査の対象とはなりません。取引・証明に使用することはできません。必ずご確認ください。
- (2) 前回検査から「入替」「新規購入」がある場合は、調査の対象となる場合があります。同封の「特定計量器定期検査の概要」をご確認ください。
- (3) 代検査計量士により実施する場合はその旨お知らせいただくとともに、検査基準日前（令和8年5月21日）に実施してください。

企画政策課商工観光係（担当：林）

TEL：0126-57-2111

FAX：0126-57-2226

E-mail：kankou3@vill.shinshinotsu.hokkaido.jp